

◇大阪市水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

- 1 夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のための特別休暇を取得することができる期間を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規程は、令和7年6月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、公布の日（令和7年5月30日）から施行することにしました。

（水道局総務部職員課）